新居浜市都市計画マスタープラン

-新居浜市の都市計画に関する基本的な方針-

<現状と課題>

令和2年2月3日

新居 浜 市

目次

芽	i1	章 都市計画マスタープランとは	<u>.</u> 1
	1.	都市計画マスタープランの目的と役割	<u>.</u> 1
	2.	新居浜市都市計画マスタープラン策定の背景	<u>.</u> 2
	3.	計画の対象範囲と計画期間	<u>.</u> 3
	4.	計画の全体構成(案)	<u>.</u> 3
第	;2 ₫	章 新居浜市の現状と課題	<u>.</u> 4
	1.	上位・関連計画における本市の方針	<u>.</u> 4
	2.	まちの現状	12
	3.	まちづくりの主要課題 (案)	28

第1章 都市計画マスタープランとは

1. 都市計画マスタープランの目的と役割

都市計画マスタープランは、都市計画法によって、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、各市町村で策定することが義務づけられています。

市町村の都市計画は、この都市計画マスタープランに即して実施する必要があり、都市 計画を中心とする今後の都市づくりの根拠となる、重要な指針となります。

<都市計画法第 18 条の2: 市町村の都市計画に関する基本的な方針>

- 第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本 構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計 画に関する基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めるもの とする。
- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民 の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道 府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

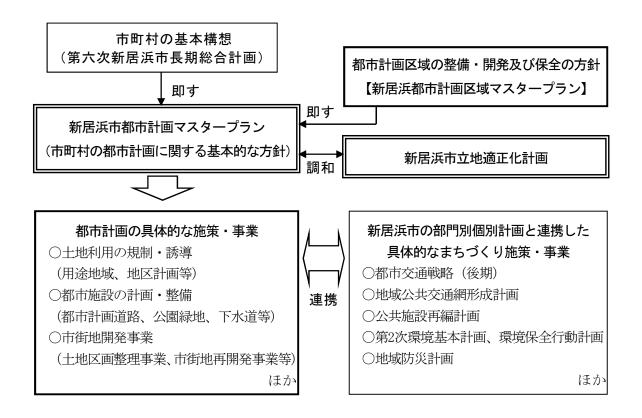
総合計画が市政全般にわたる総合的な指針であるのに対して、都市計画マスタープランは、土地利用や市街地整備、都市施設整備(道路、公園、河川、下水道等)、自然環境保全、景観形成、防災まちづくりなど、まちの整備・開発・誘導や保全に関する、より具体的な指針としての役割を果たすものです。

また、良好なまちづくりを実現していくためには、市民と行政の協働によるまちづくりの実践が不可欠であり、共有すべき将来ビジョン・目標や取組み方向に関する指針としての役割も果たすものです。

<都市計画マスタープランの役割>

- ①新居浜市全体や各地域の実現すべき将来像を具体的に示す。
- ②土地利用の規制・誘導の方策や各種都市施設の整備事業など、都市計画等に関する方 策や事業を決定、変更する際の指針を示す。
- ③各部門の計画が連携した個別のまちづくりを進める際の指針を示す。
- ④市民との協働のまちづくりを進める際の指針を示す。

<都市計画マスタープランと上位・関連計画との関係>



2. 新居浜市都市計画マスタープラン策定の背景

現在の計画は、平成 13 年 6 月に策定され、市総合計画や社会経済情勢の変化に対応する為、平成 19 年、平成 28 年に一部見直しを行い、まちづくりを進めてきましたが、計画期間が令和 2 年度までであり、次期計画の策定を図るものです。

また、平成31年3月に策定した「新居浜市立地適正化計画」の新たな土地利用の方針、 公共施設再編計画、地域公共交通網形成計画等の関連計画や並行策定中である第六次新居 浜市長期総合計画との整合を図り、社会情勢の変化に対応したきめ細やかな将来ビジョン を確立し新たなまちづくりの方向性を推進していくために、都市計画マスタープランを見 直すものです。

3. 計画の対象範囲と計画期間

(1) 対象範囲

新居浜市において、都市計画を定める都市計画区域の面積は100.04k㎡です。

しかしながら、まちづくりのための計画である都市計画マスタープランは、市街地のみならず、市域全体にわたり農地、森林、自然環境などの土地利用のあり方を検討し、広域的かつ総合的な都市づくりを進めることが重要であることから、本計画の対象範囲は行政区域全体(234.46 k m²)とします。

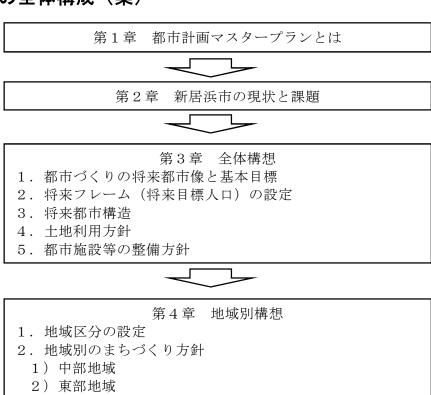
(2)計画期間

計画期間は、令和 3 年度から 22 年度 (2021 年度から 2040 年度) までの概ね 20 年間とします。

4. 計画の全体構成(案)

3)南部地域4)西部地域

5) 別子山·山間地域





第5章 実現化に向けての取組み

第2章 新居浜市の現状と課題

1. 上位・関連計画における本市の方針

(1) 第六次新居浜市長期総合計画

(令和2年度中に策定予定)

1)目標年次

基本構想・基本計画: 令和12(2030)年度

(以下は「第五次新居浜市長期総合計画」の内容 ⇒今後変更予定)

2) 将来都市像

ーあかがねのまち、笑顔輝く一

産業・環境共生都市

3) まちづくりの理念

理念1:市民が安全・安心を実感できるまちづくり

理念2:市民、団体、事業者と行政が一体となったまちづくり

理念3:市民が郷土に誇りと愛着を持てるまちづくり 理念4:子どもたちの未来に責任が持てるまちづくり

4)目標人口

将来人口: 平成 32 年には 11.6 万人を目標とします。 交流人口: 平成 32 年度には 300 万人を目標とします。

5) フィールド(分野) 別の計画 - 施策の大綱 -

フィールド1 快適交流 ~人が集い、快適で利便性の高い都市の実現~

フィールド2 環境調和 ~地域にやさしい、地球にやさしい暮らしの実現~

フィールド3 経済活力 ~持続的発展が可能な、活力ある産業活動の実現~

フィールド4 健康福祉 ~誰もが健康で、生きがいと安心感のある暮らしの実現~

フィールド5 教育文化 ~市民の力が育まれ、次世代へ継承される社会の実現~

フィールド6 自立協働 ~多様な地域主体が自立・連携する協働型社会の実現~

6) 将来都市構造

複合臨海部や平野部における産業活動の活性化と良好な環境の形成と、丘陵部や複合山地部、山間部における自然環境の保全を図りながら、計画的な土地利用を推進します。

また、JR新居浜駅周辺において都市拠点の形成を図るとともに、市内の各拠点を都市軸で結ぶことにより、集約型都市構造の形成と持続可能なまちづくりを実現します。

【参考資料】第六次新居浜市長期総合計画の策定方針

■計画策定の背景

第五次長期総合計画は、平成23年度から始まり、目標は平成32年度(令和2年度)として策定された。しかしながら、人口減少、少子高齢化は一層進行しており、加えて、南海トラフ地震や豪雨災害などの自然災害に対する危機意識の高まり、社会インフラの老朽化、高度情報化社会の到来、市民ニーズの多様化など、社会情勢の変化は著しいものがある。

このような中、中間年の平成 27 年度に、「雇用の創出と定住促進」「子育て支援・少子化対策」「健康寿命の延伸」「防災・減災体制の強化」に重点を置いた計画の見直しを行い、後期計画を策定した。現在、この後期計画に則り、目指す都市像の実現に向けて、市民と共にまちづくりを進めているが、この成果の検証を行いながら、令和 3 年度からスタートする第六次長期総合計画の策定に取組んでいかなければならない。

■計画策定の視点(抜粋)

○時代の潮流を反映した計画づくり

世界情勢や日本の動向等これからの社会経済情勢の変化を見極め、時代の潮流を的確に把握し、計画に反映させる。特に、2015年9月の国連サミットで2030年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」を意識した計画とする。

○財政状況に即した計画づくり

将来における財政状況を想定し、計画に盛り込むべき施策については、選択と集中を 図るとともに、行政評価と連動させた実効性の高い計画とする。

(2) 新居浜市人口ビジョン、新居浜市総合戦略

(平成 27 年 12 月策定、総合戦略は平成 29 年 12 月に一部改訂) (現在改定中、今後変更予定)

1)目標年次

平成 31 年度 (2019 年度) まで

2) 目指す姿

住みたい、住み続けたい あかがねのまち

3) 将来目標人口(人口ビジョン)

平成 52 (2040) 年まで 10 万人を維持 平成 72 (2060) 年の目標人口 9 万人

○合計特殊出生率:平成72(2060)年に2.3を達成

① 住友各社との関係深化と企業誘致の促進

○社会増減:平成42(2030)年に転出者数と転入者数が均衡

4) 施策の体系

基本 1 新たな雇用を創り出し、地元産業を振興します

企業誘致の促進

まのづくり産業の振興 ものづくり産業の振興 ものづくり人材の確保と育成 ものづくり人材の確保と育成 ものづくり人材の確保と育成 ものづくり人材の確保と育成 中小企業の経営体質の強化と企業価値の向上 新産業の創出、 自業への支援 は、 自業への支援 は、 は、 は、 まを、 まを、

基本 2 居住地・観光地としての魅力を高め、 定住人口・交流人口を拡大します

1	移住・定住の促進	① 移住支援体制の整備・充実 ② 本市出身大卒者等のUターンの促進 ③ 本市への定住の促進 ④ 本市からの転出の抑制 ⑤ 企業城下町版CCRCの導入		
	交流人口の拡大	① 別子銅山近代化産業遺産等を 活用した観光の振興 ② サイクリングイベントや各種イベントの開催 ③ 本市のイメージアップと認知度の向上 ④ 新居浜ブランド(物産)の育成・支援		

基本 3 (兵) っ子を増やすため、結婚・出産・子育て支援を 充実するとともに、健康長寿社会を実現します

1	少子化対策の充実	① 若者の出会いの場の創出 ② 妊娠、出産に対する支援 ③ ワーク・ライフ・パランスの推進
2	子育て支援の充実	① 子育て世帯への経済的支援の充実 ② 安心して子育てができる環境の整備
3	健康寿命の延伸	① 健康長寿社会の実現

基本 4 市域を越えた連携を進め、地域特性を踏まえた 時代に合ったまちづくりを推進します

1	3市(新居浜・西条・四国中央) 連携の推進	① ものづくりを共通の基盤とする3市の連携推進
2	コンパクトな まちづくりの推進	① 公共施設の適正な配置 ② 人口減少社会に対応した コンパクトシティの形成
3	住民が主体となった まちづくりの推進	① 地域課題解決のための 新たな仕組み、人づくりの推進
4	安全・安心の まちづくりの推進	① 防災・減災対策の強化と空き家対策の推進
5	芸術文化、スポーツの 息づくまちづくりの推進	① 芸術文化活動の推進 ② 地域スポーツの推進

※ 朱書きは重点施策

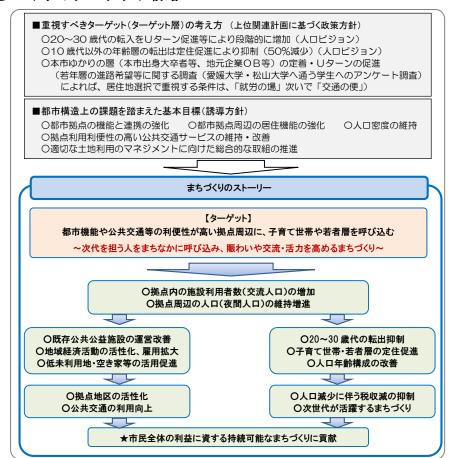
(3) 新居浜市立地適正化計画

(平成31年4月策定)

1)目標年次

概ね20年後の令和17年(2035年)

2) まちづくりのターゲット戦略



3) 都市機能誘導区域および居住誘導区域における誘導施策

■都市機能の維持・確保および都市拠点等の賑わい強化に係る施策

取組みの方向性	具体的な施策
都市拠点周辺への都市機能(賑わい機能)の立地誘導	 ○ 都市再生特別措置法に基づく届出制度の活用。 ・大規模小売店舗、医療施設、文化施設・スポーツ施設、子育て支援施設等の都市機能誘導区域内への立地誘導 ○ 都市機能の立地誘導に向けて、様々な取組みを検討。 ・新居浜市公共施設再編計画に基づいた公共施設の再編や施設活用・市街地開発事業の推進、地区計画等の活用、空き地等の低・未利用地の活用など
都市拠点等における都市機 能(賑わい機能)の整備	各拠点において、公共施設の再編や施設活用、各省庁施策の連携、官民連携等を図りつつ、特色を生かした機能の強化と相互連携により、都市拠点全体として強化。民間等の誘導施設整備に対して、国等による支援制度等の活用を検討。
新居浜市にゆかりのある人、 わくわく4要素*を大切にする 暮らしに共感する人を中心と する賑わいの強化	● 創作や感性を育み、学びを深め、ウェルネス活動を支援する"ものづくり・学びの拠点"を前田町の都市機能誘導区域に、公共施設の再編と併せて整備。 ※わくわく4要素;健康を保つ、やりたいことにチャレンジする、好奇心・向上心を満たす、人とのかかわりを持つ
拠点周辺を歩きたくなる環境 の充実	 都市拠点内の歩行者・自転車の主な利用区間について、車道と分離された歩道や自転車通行帯の整備推進や、歩行者空間の段差解消など、人にやさしい歩行者空間の整備を推進。 都市機能誘導区域内の公共施設や地域資源等を結ぶ散策ルートを位置づけ、サイン、ポケットパーク、ベンチや健康遊具の設置など、拠点周辺の歩きたくなる健康増進に資する環境を充実。 集客施設や公共交通利用と連携した歩行を含むイベントの企画実施や、公共施設等を生かした健康サロン等の設置、歩行・散策を楽しむインストラクター等の育成を図り、歩行活動を促進。

■居住機能の維持・確保に係る施策

取組みの方向性	具体的な施策
居住誘導区域内のまちなか居 住の誘導	 ○居住誘導区域内のまちなか居住の促進に向けて、都市再生特別措置法に基づく届出制度を活用し、まとまった規模の居住機能の立地誘導を図るとともに、都市機能誘導区域における、大規模小売店舗、医療施設、文化施設・スポーツ施設、子育て支援施設等の居住利便施設(誘導施設)を立地誘導。 ●新居浜市公共施設再編計画に基づき、公共施設の再編や施設活用により、居住利便性や暮らしの中の賑わいを向上。 ・北中学校区の誘導区域における、魅力あるモデル再配置の検討 など ●空家等対策計画に基づき、用途地域内及び最近の国勢調査に基づく人口集中地区の区域内を重点地区として、空き家対策と、居住誘導区域内で重点的に空き家活用を促進。 ・空き家バンク制度の充実・空き家取得への支援検討・移住者住宅改修支援事業の充実(移住者支援の拡充)・リノベーション事業の支援(口座開催、相談支援窓口設置等)・リノベモデル住宅(ものづくり型、お試し移住用)の設置検討・公的施設の有効活用(旧国家公務員住宅を活用したお試し移住用住宅)・まちなかの利便性を生かした高齢者の住替えを支援する仕組みづくりの検討など ● 公営住宅等長寿命化計画に基づき、公営住宅の市中心部への集約化と、居住誘導区域内の市営住宅の建替え等。 ● 公園長寿命化計画等に基づき、都市公園等を充実。
若者・子育て層等の流入・定着 を図る居住支援施策の充実	 ● 子育て世帯・若者層の定住を促進。 ・子育て世代の定住に対する家賃補助制度の導入検討 ・小中学生の医療費助成の充実や、保育料減免の拡充 ・子育て支援人材バンクの設置など、支援体制の充実 など

■拠点利用を高める公共交通網の強化に係る施策

取組みの方向性	具体的な施策
都市拠点を利用しやすいネッ トワークの充実	 ◆ 公共交通空白地帯におけるバス停までのアクセス利便性の向上を図るため、バス停付近での駐輪スペースの確保による、サイクル&バスライドの推進。 ◆ バリアフリーに対応したノンステップ車両の導入促進による、高齢者など誰もが使いやすい環境の充実。 ◆ スマートフォン等で利用可能なバスロケーションシステムの導入や、新居浜駅や拠点バス停でのデジタルサイネージによるバス運行情報の提供を検討。 ◆ ノーマイカーデーの実施、健康促進を動機づけとした公共交通への転換促進の PR、企業が主体となった公共交通を利用したエコ通勤等の取組みを促進。 ◆ 都市拠点内の賑わいイベントと連携した、交流イベントとバス利用が連携した施策パッケージ(割引制度導入等のインセンティブ施策も含む)の導入検討 など
(注)	●:関連計画等に位置づけられた施策、○:今後検討が必要な施策

■ 居住誘導区域および都市機能誘導区域図

「中宮・紫本町・昭和通り周辺地区

新居浜駅周辺地区

新居浜駅周辺地区

「東京水池区区域(20~回路) 「東京水池区区域(20~回路) 「東京水池区区域(20~回路) 「東京水池区区域(20~回路)」 「東京水池区区域(20~回路) 「東京水池区区域(20~回路)」 「東京水池区区域(20~回路)」 「東京水池区区域(20~回路)」 「東京水池区区域(20~回路)」 「東京水池区区域(20~回路)」 「東京水池区区域) 「東京水池区区域) 「東京水池区区域) 「東京水池区区域) 「東京水池区区域) 「東京水池区区域) 「東京水池区域) 「東京水池 「東京水池 「東京水池」 「東京水池 「東京水池 「東京水池」 「東京水池 「東京水池 「東京水池 「東京水池 「東京水池 「東京水池 「東京水池 「東京水池 「東京水池」 「東京水池 「東京水池 「東京水池

(4)新居浜市地域公共交通網形成計画

(平成30年3月策定)

1)目標年次

平成30(2018)年度からの5年間

2) 基本理念

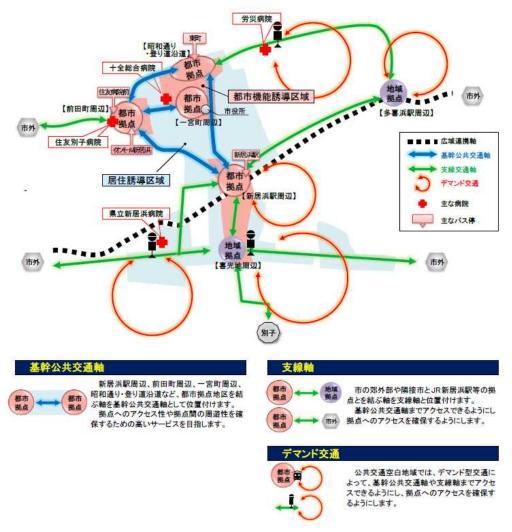
いつまでも暮らしやすいまちを支える、使いやすい持続可能な公共交通網の形成

3) 公共交通網の将来像

市外・県内外との移動を支える広域交通軸に加え、市民生活を支える交通軸として、立地適正化計画で設定する都市機能誘導区域内の都市拠点を結ぶ『基幹公共交通軸』、市の郊外部や隣接市と JR 新居浜駅等の拠点とを結ぶ『支線軸』、基幹公共交通軸や支線軸までアクセスする『デマンド交通』の3つにより、市内外の移動を支えるネットワークを目指します。

4) 地域公共交通網形成計画の基本方針

- ○コンパクトなまちづくりを先導する公共交通網の形成
- ○便利で使いやすい公共交通網の形成
- ○市民・交通事業者・行政の協働による公共交通の維持



〈本市の地域公共交通網の将来像〉

(5) 新居浜市公共施設再編計画

(平成 30 年 9 月策定)

1)目標年次

平成30年度(2018年度)から令和39年度(2057年度)までの40年間

2)基本方針

■基本方針

- ○まちづくりと連携した公共施設の適正配置
- ○施設保有量の適正化
- ○既存施設の長寿命化と有効活用
- ○施設の安全性の確保
- ○公共サービスの適正化とサービス水準の向上

■数値目標

今後 40 年間で 569 億 2,000 万円の削減が必要であり、14 億 3,300 万円/年、将来費用の 30%の削減を数値目標として設定します。

3) 施設類型別の管理に関する基本方針

施設分類	施設区分	類型別の管理に関する方針
生涯	社会教育施設	継続利用(現状維持)を基本としますが、施設の利用実態や利用見通し、老朽化の状況などにより、複合化、多目的化や規模縮小についても検討します。
学	芸術文化施設	継続利用(現状維持)を基本としますが、老朽化による市民文化センターの更新計画について検討します。
施施	スポーツ施設	継続利用(現状維持)を基本としますが、総合運動公園構想に基づき、複合化、集約化について検討します。
設	その他の施設	継続利用(現状維持)を基本としますが、施設の利用実態や利用見通し、老朽化の状況などにより、廃止について検討します。
学校	義務教育施設	継続利用(現状維持)を基本としますが、長寿命化計画の策定を踏まえて、児童数・生徒数の見通しや老朽化の状況などにより、規模縮小や統廃 合、他施設との複合化についても検討します。
教育	幼稚園	継続利用(現状維持)を基本としますが、施設の利用実態や利用見通し、老朽化の状況などにより、廃止について検討します。
施設	その他の施設	継続利用(現状維持)を基本としますが、施設の利用実態や利用見通し、老朽化の状況などにより、他施設との複合化について検討します。
enders.	児童福祉施設	継続利用(現状維持)を基本としますが、施設の利用実態や利用見通し、老朽化の状況などにより、統廃合や規模縮小、他施設との複合化についても検討します。
福祉	高齢者 福祉施設	継続利用(現状維持)を基本としますが、施設の利用実態や利用見通し、老朽化の状況などにより、他施設との複合化について検討します。
施設	障がい者 福祉施設	継続利用(現状維持)を基本としますが、施設の利用実態や利用見通し、老朽化の状況などにより、他施設との複合化について検討します。
	その他の施設	継続利用(現状維持)を基本としますが、施設の利用実態や利用見通し、老朽化の状況などにより、他施設との複合化について検討します。
瓄	ごみ処理施設	継続利用(現状維持)を基本とします。
境衛	し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥の共同処理施設を下水処理場に整備し、現施設については廃止を検討します。
生施	下水処理施設	継続利用(現状維持)を基本とします。
設	斎場等	継続利用(現状維持)を基本とします。
産	産業支援施設	継続利用(現状維持)を基本としますが、施設の利用実態や利用見通しなどにより、民間譲渡について検討します。
業振	観光施設	継続利用(現状維持)を基本としますが、観光振興計画に基づき、施設整備を検討します。
興施	港湾施設	継続利用(現状維持)を基本としますが、更新時には施設の利用実態や利用見通しなどにより、規模縮小について検討します。
設	その他の施設	継続利用(現状維持)を基本とします。
11524	中央機関	継続利用(現状維持)を基本としますが、老朽化による市庁舎の機能更新について検討します。
事務所等	地域機関	継続利用(現状維持)を基本としますが、更新時には施設の利用実態や利用見通しなどにより、統廃合についても検討します。また、消防分団詰所 については、団員定員数などを再検討する際に、再編についても検討します。
市営住宅	市営住宅	長寿命化計画の見直しを踏まえて、立地適正化計画の居住誘導区域への集約化を検討します。

(6) 新居浜都市計画区域マスタープラン(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)

(平成 28 年 5 月策定)

1)目標年次

概ね 20 年後

2) まちづくりの目標

工業により発展した歴史を有する産業文化都市として、都市の利便性と潤いにあふれた生活環境の中で、自然・文化等の地域資源を活かし、高次都市機能の集積を促進することにより、生活を重視した都市の利便性と快適性を享受できる都市(まち)づくりを目指す。

3) まちづくりの方針

- JR新居浜駅周辺の都市拠点を核とした集約型都市構造を実現するための秩序 ある土地利用の形成
- ○集約型都市構造を実現するための都市施設整備
- ○都市拠点の玄関口としてのJR新居浜駅周辺の市街地整備等良好な環境を形成する市街地開発事業等の検討・整備推進
- ○災害に強いまちづくりの推進

2. まちの現状

(1) 新居浜市の自然・歴史的・文化的特性

本市は、愛媛県の東部に位置し、東は四国中央市、西は西条市、南は高知県境に接し、北は瀬戸内海(燧灘)を隔て広島県に面しています。

市域は、東西 20.52 km、南北: 21.48 kmで、面積 234.46 km² となっており、様々な自然・ 歴史的・文化的特性を有しています。

■年間を通して温暖な気候

平成30年の年間平均気温は17.1度で県下の海岸地域と大差なく、生活に適した気温となっています。

■銅山開坑より四国屈指の工業都市へ発展

元来新居浜は農漁村でしたが、元禄4年(1691)の別子銅山の開坑以来、四国屈指の工業都市へと発展してきました。しかし、その後様々な社会情勢の変化などを経て、今日の高度技術、高付加価値型産業への転換期を迎えています。

■市内には国、県、市指定による文化財が多く点在

本市の文化財は国、県、市指定による文化財があわせて 92 件、国登録文化財が 9 件あり、古墳や遺跡等の史跡、天然記念物が多くみられます。

■本市の特性を生かした観光・レクリエーション地を形成

市内には自然資源を生かした名勝地、公園(マリーナ、キャンプ場等)、観光農園、温泉や歴史的・文化的資源、近代化産業遺産を生かしたあかがねミュージアム、歴史資料館、歴史記念館、総合科学博物館などがあります。

■四季に応じ、市民に愛され、四国を代表するような行・祭事

春は"春はこども天国"、夏は国領川河川敷で開催される"にいはま納涼花火大会"、 秋は"新居浜太鼓祭り"、冬は大島で開催される"とうどおくり"と四季に応じた行・ 祭事があります。特に秋の太鼓祭りは四国を代表する行事となっています。

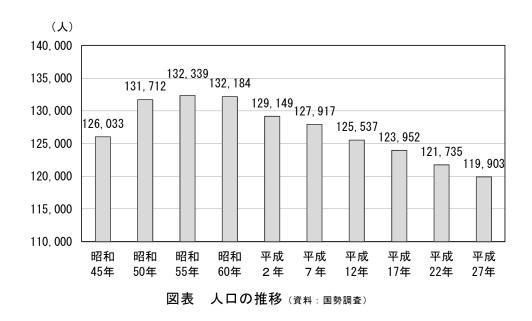
■合併・編入による市域の変遷

元来、新居浜地方一帯は、農漁村にすぎませんでしたが、元禄4年(1691)別子銅山の開坑によって、住友関連企業群を中心に、四国屈指の工業都市として発展を遂げ、昭和12年の市制施行から合併・編入を行い、平成15年に別子山村を編入して現在の新居浜市域に至りました。

(2)人口・世帯の動向

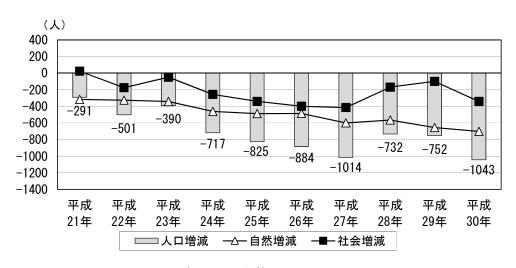
2) -1 人口の減少

人口(国勢調査)は、昭和55年をピークに減少傾向となり、直近の5年間(平成22年 ~平成27年)では1.5%減となっており、平成27年現在で119,903人となっています。



2)-2 自然減少数が増加する一方、社会減少数が縮小し、人口減少数はやや縮小

自然増減(出生、死亡)は、減少数が次第に大きくなっています。社会増減(転入、転出)は減少が続いていますが、平成28年以降は減少数が若干小さくなっています。このため、人口動態(住民基本台帳)は、平成24年以降若干変動があるものの毎年700から1000人の減少傾向が続いています。

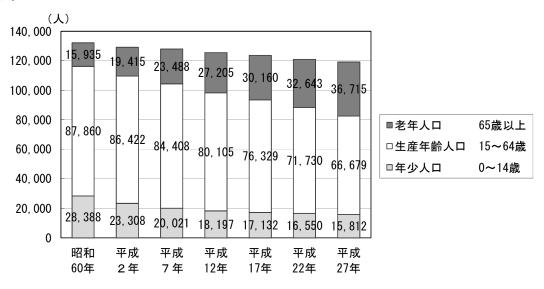


図表 人口動態 (資料:市民課)

2) -3 年少人口・生産年齢人口の減少、老年人口の増加

3階級別年齢構成は、年少人口(0~14歳)と生産年齢人口(15歳~64歳)はいずれ も減少し、平成27年の構成比は年少人口が13.2%、生産年齢人口が55.6%になっていま す。これは、出生率の低下などによる年少人口の減少と、転出等による生産年齢層の減少 によるものと思われ、特に年少人口の減少は顕著にあらわれています。

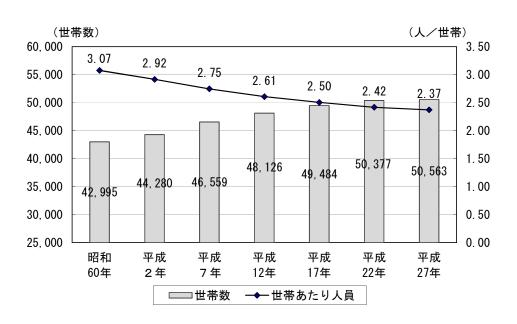
一方、老年人口(65歳以上)の増加は著しく、平成27年の構成比は30.6%となっています。



図表 年齢別人口の推移 (資料:国勢調査)

2) -4 核家族化による世帯数の増加

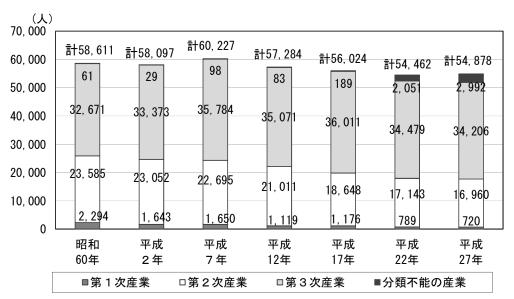
世帯数は、核家族化を反映して増加しており、平成27年には50,563世帯となっています。また、世帯あたりの人員は約2.37人/世帯にまで減少しています。



図表 世帯数及び世帯あたり人員の推移 (資料:国勢調査)

2) -5 就業人口における第1次・第2次産業の減少、第3次産業の増加から減少へ

平成 27 年の本市に常住する就業者数は 54,878 人で、就業者数の割合は第1次産業が 1.4%、第2次産業が 30.8%、第3次産業が 62.3%となっています。近年の就業者の推移 をみると第1次産業・第2次産業が減少し、第3次産業が平成7年以降で横ばい若しくは減少傾向を示しています。

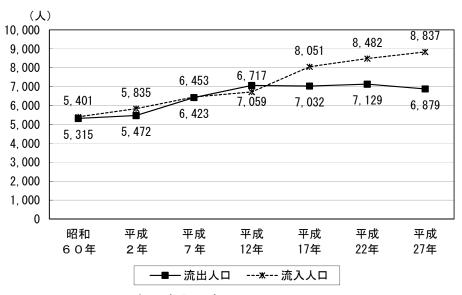


図表 就業人口の推移 (資料:国勢調査)

2) -6 従業者数の流入超過

従業者数の流出・流入の状況は、平成 17 年以降、流出(本市から他市町へ)が概ね横ばいの中で流入(他市町から本市へ)が増加しており、平成 17 年以降流入超過になっています。

平成 27 年において、流出先及び流入先は共に西条市が最も多く、次いで四国中央市となっています。

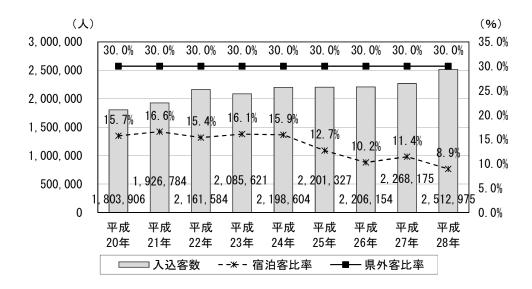


図表 流出·流入別人口 (資料: 国勢調査)

2) - 7 観光客数は年間2百万人超で増加傾向

年間観光客数は近年増加傾向にあり、平成28年に250万人を超えています。

このうち県外客比率は30%で横ばい、宿泊客比率は近年微減傾向にあり平成28年で8.9% と、県内客主体、日帰り主体の観光入込状況となっています。

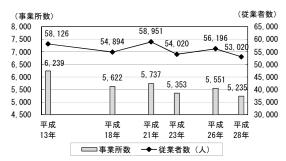


図表 観光入込客数の推移 (資料:新居浜市観光振興計画 2018-2027)

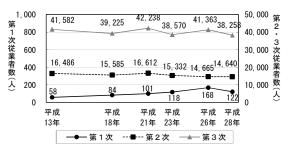
(3) 産業動向

3)-1 事業所数の減少、従業者数の伸び悩み

市内の事業所数、従業者数(全産業、産業別)は、若干の変動はあるものの、事業所数、 従業者数ともに概ね横ばいか減少傾向にあります。



図表 事業所・従業者数の推移 (資料:事業所・企業統計調査等)

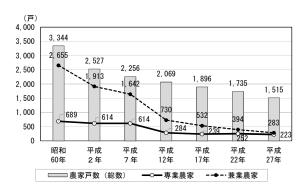


図表 第1次・2次・3次別従業者数 (資料:事業所・企業統計調査等)

3)-2 農家戸数、販売農家数の減少

農家戸数は、一貫して減少しており、特に兼業農家の減少が大きく、平成12年以降は兼業農家が減少傾向に、専業農家は横ばいか微減傾向にあります。

平成 27 年には専業農家が約 15%、兼業農家が約 19%となっています。

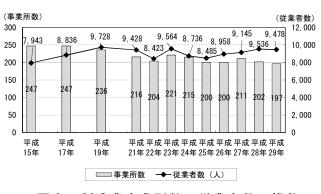


図表 農家戸数と専業・兼業別戸数

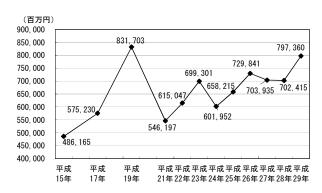
(資料:農林業センサス)

3)-3 製造業の従業者数、製造品出荷額等の伸び悩み

製造業は、若干の変動はあるものの平成 25 年以降は、事業所数が概ね横ばい、従業者数が横ばいか微増傾向となっています。また、製造品出荷額等は平成 27 年に微減に転じましたが平成 24 年以降は概ね増加傾向となっています。



図表 製造業事業所数・従業者数の推移 (資料: 工業統計調査)



図表 製造品出荷額等 (資料:工業統計調查)

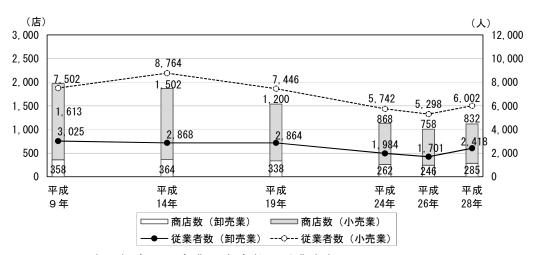
3) -4 工業用地の必要性

これまで整備した工業用地は平成 31 年度にすべて完売し、企業の事業拡大及び企業誘致による産業の活性化のためには、新たな工業用地の確保が必要となります。

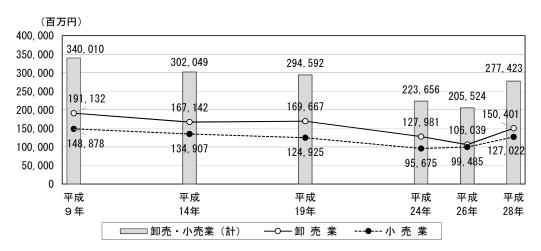
全市的な観点から工業拠点整備の必要性と適地性について検討した結果、工業地整備にかかる新規需要(整備必要量)は、年間で約2~3ha(おおむね10年で約20~30ha)と想定され、工業拠点整備(まとまった規模の工業地整備)について計画的かつ適切な整備が望まれています。(資料:新居浜市新規土地利用検討業務、平成24年3月)

3) -5 商業活動の鈍化

商業(卸売業、小売業)は、商店数、従業者数、年間販売額ともに、平成 14 年以降概 ね減少傾向にあったものの、平成 28 年には増加に転じています。



図表 卸売・小売業の商店数、従業者数 (資料:商業統計調査等)



図表 卸売・小売業の年間販売額 (資料:商業統計調査等)

(4)交通体系

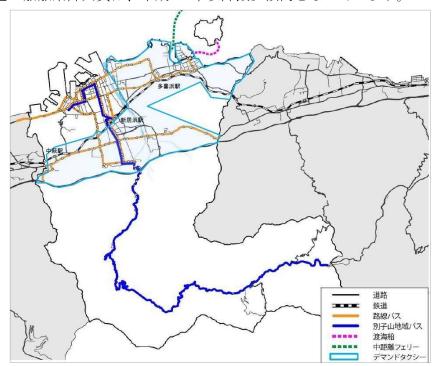
4) -1 東西へ伸びる基幹道路と、南北へ縦断しそれらを補完する県道等

新居浜市を東西に横断する松山自動車道、国道 11 号、(主)壬生川新居浜野田線、これらを接続するように南北に縦断する(主)新居浜角野線、(主)新居浜別子山線が基幹道路となっています。これらを補完するように(一)新居浜港線、(一)新居浜東港線などが通っています。また、国道 11 号バイパスが順次、整備されています。

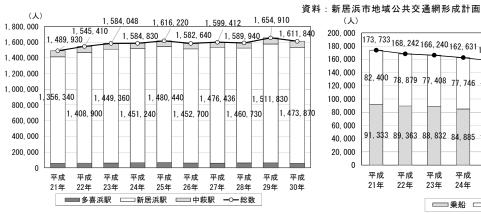
4)-2 伸び悩む公共交通機関の利用状況

市内鉄道駅の乗降人員は、近年は人口減少が続く中で概ね横ばい傾向となっています。 駅別にみると市内の鉄道乗降客数の約91%をJR新居浜駅が占めており、JR中萩駅とJR多喜浜駅は約 $4\sim5\%$ を占めています。

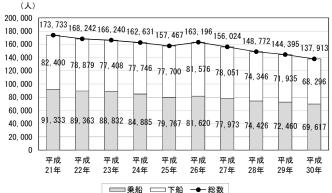
新居浜港の船舶乗降人員は、平成26年以降減少傾向となっています。



図表 公共交通の状況



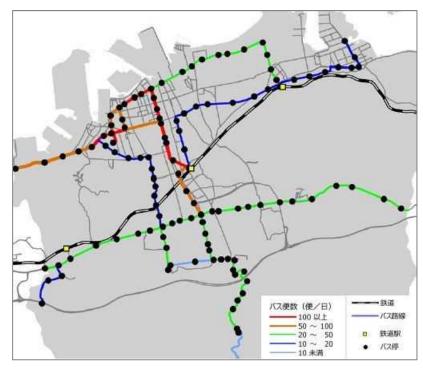
図表 鉄道駅乗降人員 資料:四国旅客鉄道株式会社



図表 新居浜港船舶乗降人員 資料:新居浜港統計年報

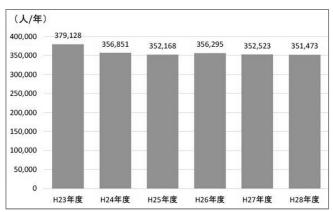
路線バスは新居浜駅~市役所前~東町~西原の区間と十全総合病院~イオンモール新居浜~住友病院前の区間では、1日あたり往復100便程度のバスが運行されています。一方、黒島線、広瀬-多喜浜線、周桑-マイントピア別子線の運行頻度は比較的低い運行となっています。路線バスの利用者数の推移を見ると、平成24年度以降はほぼ横ばいとなっています。また、別子山地域バスが、公共交通機関がない別子山地域と新居浜市街地を結んでいます。

デマンドタクシーは、路線バスのサービス圏域に入らない地域(上部西、上部東、川東エリア)をカバーするように、月曜〜金曜は1日8便、土曜は1日5便で運行しています。 平成23年1月に試験運行を開始し、平成26年10月から本格運行を実施しています。デマンドタクシーの利用者数は、試験運行開始から平成28年度にかけて急激に増加しています。



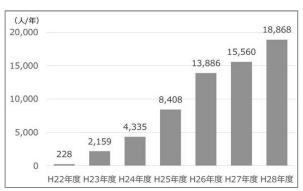
図表 バス路線の運行頻度

資料:新居浜市地域公共交通網形成計画



図表 路線バス利用者数

資料:新居浜市地域公共交通網形成計画



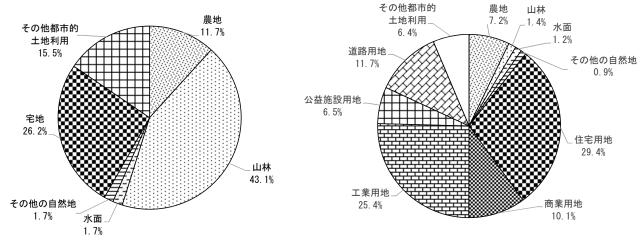
図表 デマンドタクシー利用者数

資料:新居浜市地域公共交通網形成計画

(5)土地利用

5) -1 都市計画区域の土地利用

都市計画区域における土地利用(平成30年度都市計画基礎調査)をみると、山林が43.1%、 農地が11.7%を占めるなど、58.2%が自然的土地利用となっています。宅地は約26.2%、 その他の都市的土地利用は15.5%となっています。



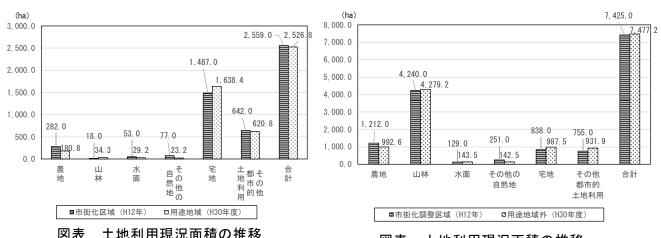
図表 土地利用現況(都市計画区域)

図表 土地利用現況 (用途地域)

5) -2 用途地域内の土地利用

用途地域内は宅地などの都市的土地利用が 89.4%となっていますが、農地が 180.8ha 存在し、用途地域面積の 7.2%を占めています。

宅地の面積増減率(平成 $12\sim30$ 年)は、用途地域内が 10.2%増なのに対し、用途地域外は 17.8%と高くなっています。



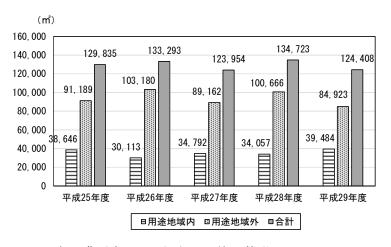
図表 土地利用現況面積の推移 (用途地域) 資料: 都市計画基礎調査

図表 土地利用現況面積の推移 (用途地域外) 資料: 都市計画基礎調査

5) - 3 農地転用

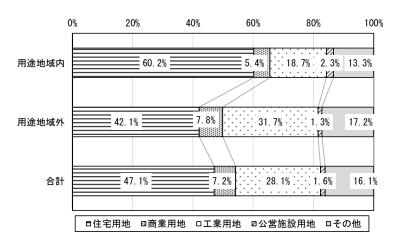
農地転用面積は、平成 28~29 年度において、用途地域内で増加し、用途地域外で減少しています。

転用用途別には、用途地域内では住宅 60%、工業 19%と続き住宅が多いが、用途地域外では住宅 42%、工業 32%と続き工業も多くなっています。



図表 農地転用の地域別面積の推移 (H25~29 年度)

(資料:平成30年度都市計画基礎調査「農地転用受付簿」)



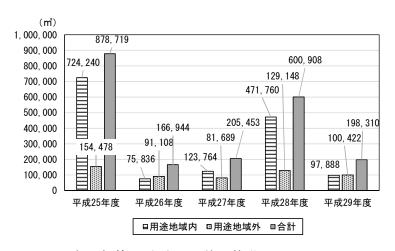
図表 農地転用の用途別面積構成比 (H25~29 年度合計)

(資料:平成30年度都市計画基礎調査「農地転用受付簿」)

5) -4 新築動向

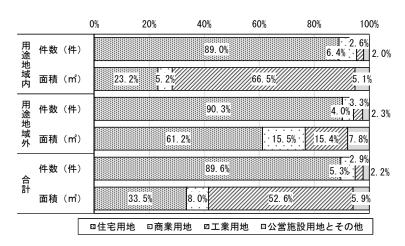
新築動向は、かなり年度により変動しているが、用途地域外では概ね安定した活動が行われています。

新築用途別にみると、用途地域外は全体の 61%を住宅が占めるのに対して、用途地域内 は工業が 67%、住宅が 23%と大規模な工業立地が変動量に影響しているものと想定されます。



図表 新築の地域別面積の推移 (H25~29 年度)

(資料:平成30年度都市計画基礎調査「新築確認申請台帳」)



図表 新築の用途別構成比 (H25~29 年度合計)

(資料:平成30年度都市計画基礎調査「新築確認申請台帳」)

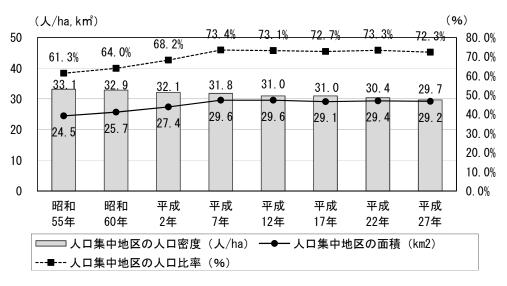
5) -5 用途地域に囲まれ、島状に残された用途白地地域

市域の北部に指定される都市計画区域は市域の約43%を占めており、用途地域と用途白地地域(特定用途制限地域)に区分されています。

市役所東部には農業振興地域の指定により、用途地域に囲まれて用途白地地域が島状に 残っています。

また、農地では農業振興を目的とした農業振興地域及び農用地区域の指定、森林等においては保安林の指定や、自然環境保全地域など、土地利用に応じた規制がなされています。

5) -6 用途地域外に拡大している人口集中地区の拡大傾向の停滞、人口密度の減少 人口集中地区は、用途地域外に拡大してきましたが、面積は平成7年以降横ばいとなり、 市の総人口が減少傾向にある中、人口集中地区の人口比率も約73%前後で横ばいとなって います。人口密度は一貫して微減の傾向にあります。



図表 人口集中地区の推移 (資料:国勢調査)

(6) 都市整備の状況

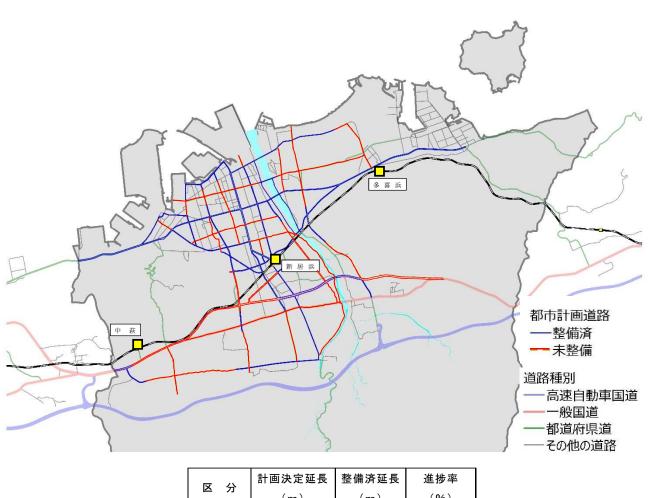
6)-1 新居浜駅周辺整備の進展

新居浜駅北側は、新居浜駅前土地区画整理事業 (27.8ha) が平成 29 年度に完了しましたが、南側は鉄軌道により分断され北側との一体性も低く、駅周辺の優れた立地性を活かせていない状況であることから、本市の南側の玄関口として、賑わいの創出と駅南北の一体化を図った拠点づくりを目指し、基盤が整った面的な市街地整備と魅力ある都市機能の導入等に向けたまちづくりの方針が検討されています。

6)-2 都市計画道路は未整備区間が多い

本市の都市計画道路は 28 路線計画されており、総延長 104,000m のうち 59,901m が整備済みで、整備率は 57.6%となっています。

幹線道路の整備は進んでいますが、市街地南部の路線については未整備区間が多く、整備が進んでいません。(長期未整備のものも含む)



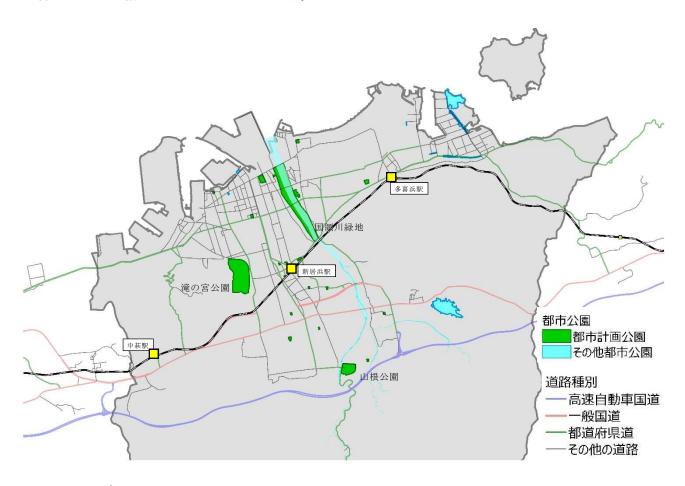
区分	計画決定延長	計画決定延長 整備済延長	
	(m)	(m)	(%)
幹線街路	91, 320	54, 163	59.3
特殊街路	12, 680	5, 738	45.3
合計	104, 000	59, 901	57. 6

図表 都市計画道路網図 資料:にいはま市政概要平成30年度版

6) -3 都市公園・緑地の整備は順調

都市計画公園は、大きなものとしては滝の宮公園や山根公園、国領川河川敷の国領川緑地などが整備されています。

また、都市計画公園は 19 箇所計画されており、総面積 135.22ha のうち 95.80ha が整備 済みであり整備率 70.8%となっています。



区	区分		計画決定面積 (ha)	開設面積 (ha)	整備率 (%)
	街区公園	12	2. 92	2. 94	100. 7
	近隣公園	4	5. 00	5. 01	100. 2
都市計画	総合公園	1	10. 10	10.10	100.0
公園	風致公園	1	51. 70	41.70	80. 7
	都市緑地	1	65. 50	36.05	55. 0
	合計	19	135. 22	95. 80	70. 8

図表 都市計画公園 資料:にいはま市政概要平成30年度版

6) -4 公共下水道の整備状況

公共下水道事業の普及状況は、平成 29 年 4 月 1 日現在で人口普及率が約 62.3%で、愛媛県 11 市 9 町の平均 54.6%は上回っていますが、全国平均の 79.3%を大きく下回っています。

(7) 災害

本市の災害区域の指定状況は、津波浸水の恐れがある箇所として、瀬戸内海沿岸部の大部分が指定されています。

また、市南部に活断層が横断しており、市街地、山間部との境界で広く土砂災害警戒区域が指定されています。

また、台風、豪雨などでの浸水箇所として、国領川浸水想定区域が指定されています。

3. まちづくりの主要課題(案)

3-1 多核型都市拠点を活かした賑わい強化

(1) 都市拠点における都市機能の強化

- ○効率的効果的なまちづくりの観点から、立地適正化計画に基づき、都市拠点等の 既存の都市機能集積を活かし、市民等の賑わい活動の強化に資する都市機能の立 地を加速化し、都市拠点の利用促進と民間投資の活性化につなげていく必要があ ります。
- ○各都市拠点においては、将来の人口減少に伴い増加が懸念される空き家・空き地等の増大に伴う定住環境の荒廃化(いわゆるまちなかのスポンジ化)につながらないよう、空き家・空き地等の有効活用や、公共施設の再編や公有地の有効活用との連携を図りつつ、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。
- ○新居浜駅南口周辺など、都市機能誘導区域として都市基盤が整った一体的な市街 地整備の誘導が望まれる地区では、新居浜駅周辺の拠点機能の強化に資する都市 機能の強化が望まれます。
- ○各都市拠点の活性化に向けては、中心市街地を含む各拠点間の回遊・滞留性が高まるよう、各地域の資源を活かした特色ある賑わい機能の導入や、拠点地区内の歩きたくなるまちづくり等を進め、相乗効果の高い集客拠点形成を進めていく必要があります。

(2) 都市拠点を利用しやすい交通環境の充実

- ○各都市拠点については、持続的なにぎわいが確保できるよう、高齢者や若者等の 車を利用しない層や、都市拠点から離れた居住者も含めて、幅広い市民が都市拠 点を利用しやすい交通環境の充実を図っていく必要があります。
- ○都市拠点への公共交通網の維持・充実や、都市拠点内のバリアフリーやユニバー サルデザインに留意した交通環境の充実、歩行者や自転車利用者にやさしい道路 空間づくり等が望まれます。

3-2 若者・子育て世代から高齢者まで安心して住み続けたくなるまちづくり

(1)都市拠点等の周辺におけるまちなか居住の魅力強化

- ○効率的効果的なまちづくりの観点から、立地適正化計画に基づき、都市拠点等の 周辺地区(居住誘導区域)において、都市機能等が集積し公共交通の利用が便利 な利点に共感する市民等のまちなか居住が促進され、地区内の人口密度の維持増 進が図れるような、居住地としての魅力強化を図っていく必要があります。
- ○特に将来の人口構造の改善に向けて定着や流入が望まれる若者・子育て世代にとって、安心できる子育て環境や、生活利便サービスの充実とともに、都市機能や公共交通の利便性に魅力を感じる高齢者等が安心して住み続けられる場づくりにつなげていく方向が望まれます。
- ○また、将来の生産年齢人口の減少に伴う担い手不足や長寿社会等を踏まえると、 多様な担い手の社会参画や生きがい活動のニーズ増大が想定され、新居浜にゆか りのある人も含めて、生きがい活動や交流・コミュニティのある生涯活躍できる 環境づくりや、健康増進に資するまちづくりも望まれます。

(2) 自然・田園と調和した郊外等の定住環境の維持

○本市は用途地域未指定の白地地域や、都市計画区域外の面積も広く、郊外等に多くの人が住んでいることから、郊外等の自然・田園環境等を活かしつつ、地域住民のコミュニティの維持が図られるような環境づくりを図っていく必要があります。

(3) 減災まちづくり

○大規模な地震や異常気象等に伴う風水害など、防災への市民意識の高まりに対して、並行策定予定の国土強靭化計画と連携しつつ、災害被害を最小限に抑える強靭化対策や備え等を図り、安全・安心に暮らし続けられる環境づくりを図っていく必要があります。

3-3 地域資源を活かした新居浜らしさの創造と、多様な交流の活性化

(1) モノづくり産業等を活かした起業や元気創造の支援

○四国屈指の工業都市として発展してきた特性や、広域交通基盤周辺等の工業導入 適地等を活かし、新たな産業機能の立地促進を図るとともに、若者等の多様な雇 用機会の創出のため、既存のモノづくり産業等と連携した暮らしの便利を高める 起業や創造的な活動の場づくり等が望まれます。

(2) 近代産業遺産等を活かした良好な景観創造と観光交流振興

- ○市内には近代産業遺産ほか、様々な特色ある歴史・文化・自然等の地域資源を有しており、市内観光資源を楽しむ滞留・回遊性の高い環境づくりを進め、観光交流人口の拡大による地域経済の活性化につなげていく方向が望まれます。
- ○また、各地域のそうした地域資源は新居浜市らしい良好な景観資源でもあり、後世に守っていくための景観規制や、新たな景観創造等を積極的に進めていく方向が望まれます。

(3) 地球環境に配慮した持続可能なまちづくり

○地球温暖化対策につながる環境負荷の低い低炭素まちづくりの取組みや、SDG s (持続可能な開発目標) に即した取組み等を進めていく必要があります。

(4) 住民主体の愛着とコミュニティあふれるまちづくり

○効果的効率的なまちづくりや、市民自身の満足度の高いまちづくりを進め、定住 促進につなげていくためには、身近な地域の定住魅力を高める住民主体のまちづ くりが有効であり、住民主体のまちづくり活動の活性化を図る取組み強化が望ま れます。